Ver.7

平成26年度システム改修の概要 (申請者向け)

(※お知らせ)システム改修以降に発生している不具合状況について

<u>(※対応①) PDF帳票出力時におけるタイムアウトエラーの解消</u>

(※対応②)車検証との整合チェック機能の再開(一部見直し含む)

- (1)システム改修に伴う全体概要
- (2)システム改修の改良ポイントと留意事項
- (3)その他(スケジュール)
- (4)その他(PDF帳票ファイルが出力できない場合の対処)

【別紙】平成27年6月より施行を開始する関係省令等の改正に伴うシステム改修概要

平成27年5月28日



関東地方整備局 道路部 交通対策課

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(※お知らせ)システム改修以降に発生している不具合状況について

平成27年3月末に実施しましたシステム改修以降に、一部の申請書作成において 不具合が発生しておりました障害項目の項番3、4に対して、対応策を実施します。 復旧作業については、5月29日~6月1日の間に、システム修正作業を行います。 日頃より特車システムをご利用の皆様方には大変ご迷惑をお掛けしております。

<特殊車両システムにおける不具合発生事象(2015/5/28現在)>

(前回掲載日:平成27年4月24日付けでPRサイトに掲載)

項番	障害項目	不具合内容
1	実車・空車同一申請 の作成不可 ※4/30(月)~ 修正済	 特殊車両オンライン申請システムにおいて、実車・空車同一申請を行うための追加機能が使用できません。 電子申請書作成システム(Ver2015-03)を使用して、実車・空車同一申請とする申請書を作成することは可能ですが、審査窓口にて許可証を発行することができません。 4月27日までは、実車・空車同一申請の作成はお控えいただきますようお願いいたします。
		(PRサイト掲載:【システム改修及び道路情報便覧データ更新作業終了のお知らせ(平成27年3月30日)】)
2	申請データの途中保存・ 参照機能における一部 無効化 ※4/30(月)~修正済	● 3月30日から申請データの途中保存・参照機能が利用可能となっておりますが、このうち 車両情報入力時における申請車両情報登録メニュー画面の「読み込み」ボタンのみ利用 不可の状態となっております。 (PRサイト掲載:【システム改修及び道路情報便覧データ更新作業終了のお知らせ(平成27年3月30日)】)
3	出力帳票における表示 の不具合	 ●印刷時に、一部の帳票において表示枠内に収まらない場合が発生しております ●帳票出力時において、申請書の入力情報によって、一定以上の情報量が含まれる場合には、出力エラーとなる場合があります。
4	車検証整合チェック機能 の一時利用停止	● 3月30日から車両情報入力時における車検証情報との照合チェック機能の運用開始を予 定しておりましたが、不具合が発見されたため、一時的に車検証チェック機能を停止して おります。 <u>※車検証チェック機能の再開時期は6月1日(月)9時からを予定</u> (PRサイト掲載:【車検証チェック機能の一次停止について(平成27年3月31日)】)



PDF帳票出力時(特に簡易算定の結果帳票出力)に、C・D条件及び個別審査箇所一覧や全線協議における特殊車両通 行許可協議交差点一覧等といった帳票に記載される障害情報の情報量が多い場合において、PDF帳票の出力エラーに対 する対策を実施します。

帳票ファイルの作成中の画面表示、セッションの継続接続およびタイムアウト時間の延長を行っております。

【PDFファイルの作成中におけるシステム表示画面の様子】



【例外の対処方法】 ※ 算定結果帳票出力時に、「CD条件及び個別審査箇所一覧」、「特殊車両通行許可協議交差点一覧」 の出力が不要の場合には対象出力項目のチェックを外してから帳票出力を実行してください。 ※ 帳票出力枚数が約1,000頁を超えるような全線協議となる申請の場合や作成中の経過時間が20分程 度を超えて、タイムアウトエラーが生じる場合には、P14を参照し、特車運用事務局宛に、申請 データ(binまたはtksファイル)をメールにて送付願います。

(※対応②)車検証との整合チェック機能の再開(一部見直し含む)

【機能概要】

申請書の作成時において、車両諸元入力値と車検証情報との照合チェック処理を行う機能を追加します。 ※平成27年3月のシステム改修による追加機能の再開(一部、見直し) 本機能を用いて、車検証の記載内容との差異がないか、申請データの提出前に申請者自信で確認を行って下さい。 (審査窓口での差戻し件数の削減、審査の効率化を目的としております。ご理解のほど宜しくお願いいたします。)



(※対応②)車検証との整合チェック機能の再開(一部見直し含む)



【チェック内容一覧】

1 登録都唱 C 年間 (年前登録書) 「目前型登録書見は本のは、 (日本部の地画物理): 「常成目」と入りに応知は考慮 アエックアドのはましん 2 有効期態(第71) 0 中点 (中点日) 4 「新規型総合でのしたいたいはません 3 所有名の ・(初電名) 中点 (中点日) 4 「新規型総合体のたいたいたいますん (中点日) 4 「新用名のたら」または (代名名名) 「新日名のたらなはる) 日本会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社	No	チェック項目	差戻し 対象	チェック 単位	申請書(入力値)	判定条件 (OK条件)	車検証(全車両の値)	対象車両	※運用上の留意点			
1 $2 \ 2 \ 2 \ 2 \ 2 \ 2 \ 2 \ 2 \ 2 \ 2 \$	1	<u> ※待来早</u>	0	市市	「市市改得来只」	_			代表車両の車両番号に「 <mark>要審査</mark> 」と入力した場合は車検証			
2 500885871 0 44 6 14508 <td>T</td> <td>豆球留ち</td> <td>0</td> <td>里回</td> <td>「単凹豆球留ち」</td> <td>=</td> <td>「日動単豆球留与又は単両留ち」</td> <td></td> <td>チェックが行われません</td>	T	豆球留ち	0	里回	「単凹豆球留ち」	=	「日動単豆球留与又は単両留ち」		チェックが行われません			
2 π_{3} mms/m r (min) \circ m_{44} $(\pi_{4}$ min) s $(\pi_{3}$ mms/m m m m m m m m m m m m m m m m m m									車検取得後有効期間満了エラーとなる場合は、代表車両の			
	2	有効期間満了日	0	申請	「申請日」	≦	「有効期間の満了する日」		車両番号に「 <mark>要審査</mark> 」と入力し、車検証を添付して申請し			
\overline{B} · \overline{B} · \overline{B} · \overline{B} \overline{B} · \overline{B} 									て下さい			
\circ	3	所有者名		由語	「会社名・氏名」または	_	「所有者の氏名又は名称」または					
4	5	・使用者名		TH	「代表者名」	_	「使用者の氏名又は名称」					
Image: Constraint of the constr	4	住所		由請	「住所」	-	「所有者の住所」または					
56 ux ux (u) ux ux ux (u) ux (u) ux (u) ux (u) ux (u) ux (u)	-	12/71		ты		_	「使用者の住所」					
6SideUnitUnitImage: SideUnitUnitSide<	5	幅		型式	「幅」	≧	「幅」(付属物なし)					
7 車面目重 0 型式 「車面目重] 2 「車面目重](付陽物なし) 車両直型が各種型の含むと一致しないときは代表車両の車 両番号に「要査員」と入力し、車検延を添付して単効して ください 8 乗用定員 0 型式 「球更目」 2 「第車面目重](付陽物なし) 第日目重)(付陽物なし) 第日目重)(付陽物なし) 第日目型が各種型の含むと一致しないときは代表車両の車 両番号に「要査員」と入力し、車検延を添付して単効して ください 9 10 型式 「福載物重量] 2 「第本目書] 単単、トレラ 11 軸重 0 型式 「福載」(空車時) 2 「「車面] 「単車、トラクタ 「その物種量」又は、車検延に触重の記載がない場合は、 12 単名 型式 「車名」 = 「車名」 「 トレーラ システムチェック対象かです (埋出光定して電面) 13 型式 一型式 「車名」 = 「車名」 14 枢田町・利周軍項 一 「 「 「	6	高さ		型式	「高さ」	≧	「高さ」(付属物なし)					
7 $\mu \mu \mu \mu \mu \mu$ 0 $U d$ $I = \mu \mu \mu \mu \mu$ 1 $\mu \mu \mu \mu \mu$ $\Pi \mu \mu \mu \mu \mu \mu$ $\Pi \mu \mu \mu \mu \mu \mu \mu$ $\Pi \mu \mu \mu \mu \mu \mu \mu \mu$ $\Pi \mu \mu$									車両自重が各軸重の合計と一致しないときは代表車両の車			
$ \begin{vmatrix} \mathbf{n} & \mathbf{n}$	7	車両自重	0	型式	「車両自重」	≧	「車両自重」(付属物なし)		両番号に「 <mark>要審査</mark> 」と入力し、車検証を添付して申請して			
8##firzh0Wit[##]2 $(\# \# r h h h h h h h h h h h h h h h h h $									ください			
$ \begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	8	乗員定員	0	型式	「乗員」	≧	「乗車定員」					
10 $ILV_{INVARABLE}$ C $ILV_{IVVARABLE}$ $ILV_{IVVARABLE}$ ILV_{IV}	9	最大積載量	0	刑式	「積載物臿景」	<	「最大積載量」	単車、トレーラ				
$ \begin{array}{ c c c c c c } \hline 11 & \underline{uut} & u$	10	取代供料重	0	王圦		-	トレーラの「車両総重量」	トラクタ				
111416 <td>11</td> <td>軸重</td> <td>0</td> <td>刑士</td> <td>「善重」(空車時)</td> <td>≥</td> <td>「軸重」</td> <td>単車、トラクタ</td> <td>「その他軸種」又は、車検証に軸重の記載がない場合は、</td>	11	軸重	0	刑士	「善重」(空車時)	≥	「軸重」	単車、トラクタ	「その他軸種」又は、車検証に軸重の記載がない場合は、			
$ \begin{array}{ c c c c } \hline 12 & \overline{\Psi} a & & & & \\ \hline 13 & & & & \\ \hline 14 & & & & \\ \hline 14 & & & \\ \hline 84 \mu \overline{\mu}_{1} & & & \\ \hline 14 & & & \\ \hline 84 \mu \overline{\mu}_{1} & & & \\ \hline 14 & & & \\ \hline 84 \mu \overline{\mu}_{1} & & & \\ \hline 14 & & & \\ \hline 84 \mu \overline{\mu}_{1} & & & \\ \hline 14 & & & \\ \hline 84 \mu \overline{\mu}_{1} & & & \\ \hline 14 & & & \\ \hline 74 & & & \\ \hline 75 & & & \\ \hline 15 & & & \\ \hline 75 & & & \\ \hline 16 & & & \\ \hline 15 & & & \\ \hline 75 & & & \\ \hline 16 & & & \\ \hline 15 & & & \\ \hline 75 & & & \\ \hline 16 & & & \\ \hline 17 & & & \\ \hline 75 & & & \\ \hline 16 & & & \\ \hline 17 & & & \\ \hline 75 & & & \\ \hline 17 & & & \\ \hline 75 & & & \\ \hline 18 & & & \\ \hline 17 & & & \\ \hline 75 & & & \\ \hline 18 & & & \\ \hline 17 & & & \\ \hline 75 & & & \\ \hline 18 & & & \\ \hline 16 & & & \\ \hline 18 & & & \\ \hline 17 & & & \\ \hline 18 & & & \\ \hline 17 & & & \\ \hline 18 & & & \\ \hline 18 & & & \\ \hline 19 & & & \\ 19 & & & \\ \hline 10 & & \\ \hline 10 & & \\ 10 & & \\ \hline 10 & & \\ \hline 10 & & \\ 10 $	11	+四主	0	±.4	±10		· 12		M	·+₩±_	トレーラ	システムチェック対象外です(提出先窓口にて審査)
13型式UUUTT<	12	車名		型式	「車名」	=	「車名」					
14総和軍項・制理項・ その他検査事項車両 $-$ 「総和軍項・制限軍項・その他検 査甲項」 第項「総和軍項・制限軍項・その他検 査甲項」15ボールの長さ車両「積載物-長さ」4制限軍項 損載物3ついたきさ 周限軍項 損載するコンテナの大きさ 周16コンテナの大きさ車両「積載物-幅、高さ、長さ」=制限軍項 損載するコンテナの大きさ 周 周17万人方き車両「積載物-幅、高さ、長さ」=制限軍項 損載するコンテナの大きさ 	13	型式		型式	「型式」	=	「型式」					
1 20 $kgas para11$	14	緩和事項・制限事項・		車両	_		「緩和事項・制限事項・その他検					
15 $\vec{\pi} - \mu o \bar{h} \bar{b} \bar{c}$ $\bar{\mu} \bar{n}$ $\bar{l} \bar{f} \bar{d} \bar{u} \bar{h} - \bar{b} \bar{c} \bar{c}$ \bar{s} $\bar{h} \bar{h} \bar{h} \bar{h} \bar{h} \bar{c} \bar{c} \bar{c} \bar{c} \bar{c} \bar{c} \bar{c} c$		その他検査事項		+++>			查事項」					
16 $\Box > j \to \tau - j \to \tau + 0 \wedge z = z$ u <t< td=""><td>15</td><td>ポールの長さ</td><td></td><td>車両</td><td>「積載物-長さ」</td><td>≦</td><td>制限事項 ポールの長さ</td><td></td><td></td></t<>	15	ポールの長さ		車両	「積載物-長さ」	≦	制限事項 ポールの長さ					
17 $\ddot{\mu}$ LJンデナの 大きさ $\bar{\mu}$ <	16	コンテナの大きさ		車両	「積載物-幅、高さ、長さ」	=	制限事項					
17 $m_{B,L} = 1/2 + 700$ $\lambda \neq \epsilon \epsilon$ $\mu \equiv 0$ $\bar{I} = m$ $m_{IR} = u$ $I = m_{IR} = 1/2 + 70 + 2\epsilon \epsilon$ 18 $V \lambda \exists \mu \equiv m \equiv 1$ $\bar{\mu} \equiv 0$ <td></td> <td><u></u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>積載するコンテナの大きさ</td> <td></td> <td></td>		<u></u>					積載するコンテナの大きさ					
	17	海上コンテナの		車両	「積載物-幅、高さ、長さ」	=	制限事項					
10 000 ($1 + 100$) $1 + 100$ $1 + 100$ $1 + 100$ 0 ± 100 19 $9 > 20 \pm 10$ $\overline{p} = \overline{p} = \overline{p}$ $ \overline{m} = $	18			声而	「刑士」	-						
10<	19			車両		_	備老欄「タンク車」					
120 $1 = 0$ 21 $1 = 0$ 21 $1 = 0$ $1 =$	20				「車両自重」+「乗員重量」+「積載物重量」	≤		単車				
21 車両総重量 ○ 型式 自重(合成値)」+「積載物重量」 ≤ (保安基準緩和車両は緩和値) トラクタ にて審査) 22 「トレーラ自重」+「積載物重量」 ≤ (保安基準緩和車両は緩和値) トラクタ にて審査) 23 第5輪荷重 ○ 型式 「トレーラ自重」+「積載物重量」 – 「トレーラ自重」+「積載物重量」 – 「トレーラ自重」+「積載物重量」 – 「トレーラ自重」+「積載物重量」 – 「トレーラ自重」+「積載物重量」 – 「トレーラ自重」+「積載物重量」 – 「トレーラ自重」+」 ≤ 「最大積載量欄中括弧内」 トラクタ 「その他軸種」又は、車検証に正しい第 5 輪荷重が記載されていない場合はシステムチェック対象外です。(提出先 窓口にて審査) 23 第5輪荷重 ○ 型式 「トレーラ自重」+「積載物重量」 – 「トレー ラ軸重(積載時)の合計)」 ≤ 「最大積載量欄中括弧内」 トラクタ 「その他軸種」又は、車検証に正しい第 5 輪荷重が記載されている車両は、備考欄に記 載の第 5 輪荷重により判定されます					[トラクタ自重] + 「乗員重量」 + 「トレーラ	_	「車両総重量」		「その他軸種」の場合はチェック対象外です(提出先窓口			
22 下レーラ自重」+「積載物重量」 ≤ トレーラ 乗車定員が奇数の場合は-Skgまで許容されます 23 第5輪荷重 「レーラ自重」+「積載物重量」 – 「トレー ラ軸重(積載時)の合計)」 ≤ 「最大積載量欄中括弧内」 トラクタ 「その他軸種」又は、車検証に正しい第 5 輪荷重が記載されていない場合はシステムチェック対象外です。(提出先 窓口にて審査) その他検査事項930が記載されている車両は、備考欄に記 載の第 5 輪荷重により判定されます	21	車両総重量	0	型式	自重(合成値) + 「積載物重量	≦	(保安基準緩和車両は緩和値)	トラクタ	にて審査)			
23 第5輪荷重 ○ 型式 「トレーラ自重」+「積載物重量」-「トレー う軸重(積載時)の合計)」 ≤ 「最大積載量欄中括弧内」 トラクタ 「その他軸種」又は、車検証に正しい第5輪荷重が記載されていない場合はシステムチェック対象外です。(提出先 窓口にて審査) その他検査事項930が記載されている車両は、備考欄に記 載の第5輪荷重により判定されます	22					≦		トレーラ	乗車定員が奇数の場合は-5kgまで許容されます			
23 第5輪荷重 ○ 型式 「トレーラ自重」+「積載物重量」-「トレー ⇒軸重 (積載時)の合計)」 ≤ 「最大積載量欄中括弧内」 トラクタ れていない場合はシステムチェック対象外です。(提出先 窓口にて審査) その他検査事項930が記載されている車両は、備考欄に記 載の第 5 輪荷重により判定されます									「その他軸種」又は、車検証に正しい第5輪荷重が記載さ			
23 第5輪荷重 ○ 型式 □トレーラ目車」+ □ 植載物重量」 - □トレー ラ軸重(積載時)の合計)」 ≤ 「最大積載量欄中括弧内」 トラクタ 窓口にて審査) その他検査事項930が記載されている車両は、備考欄に記 載の第5輪荷重により判定されます									れていない場合はシステムチェック対象外です。(提出先			
フ軸重(積載時)の合計)」 その他検査事項930が記載されている車両は、備考欄に記載の第5輪荷重により判定されます	23	第5輪荷重	0	型式	トレーフ目車」+ 積載物車量」 - 「トレー	≦	「最大積載量欄中括弧内」	トラクタ	窓口にて審査)			
載の第5輪荷重により判定されます					フ軸重(積載時)の合計)」	-			その他検査事項930が記載されている車両は、備考欄に記			
									載の第5輪荷重により判定されます			

(※対応②)車検証との整合チェック機能の再開(一部見直し含む)

【例外の対処方法】

- ※ 車検証の記載内容どおりに正しく入力しているにもかかわらず、車検証情報照合結果でエラーが 発生してしまう場合には、提出先窓口にて審査を行います。
- ※ その場合には、車両内訳書入力における車両内訳一覧及び入力画面から、代表車両における車両 番号の陸運支局名を「要審査」とテキスト入力し、車検証をスキャンしたものを添付して申請 データを提出してください。



(1)システム改修に伴う全体概要



① バン型等セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一 ②'45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直し ③'(①'②'の適用に伴う)大型車誘導区間の許可基準に係わる対象車両の範囲の拡大

④'(①'②'の適用に伴う)許可期間2年の対象車両の範囲(寸法)の拡大

※平成27年3月末以降から、 システム機能稼働中

※詳細は別紙を参照のこと



<申請書の作成時①>

No.	項目	改良ポイントと留意事項	
1	特車申請窓口の集約化 ※詳細は操作マニュアルの 3.1.4章 3-18頁を参照	 平成27年4月1日から特車審査体制の集約化の開始に伴い、提 <u>集約元事務所^{※1}</u>が発行した許可の更新・変更申請を行う場合 て申請書を作成 窓口集約化に関する更新情報は、PRサイトのお知らせ及び申 口指定」画面に掲載 	出先窓口事務所が一部統合 は、 <u>集約先事務所^{※2}</u> を指定し 請支援システムの「提出先窓
	実車・空車同一申請 ※詳細は操作マニュアルの 3.1.2章 3-4頁を参照	 往復申請で、「往路が実車(積載貨物有)かつ復路が空 車(積載物貨物無)」の同一申請を行えるように改修 ※実車・空車同一申請は、実車時・空車時ともに寸法が 変わらない事が条件となります。 実車・空車同一申請の申請書を作成する場合には、申請 書入力方法選択画面上の該当箇所のチェックボックスに チェックを入れてから、申請書入力又はFD読み込みを実施 (電子申請書作成システムでは、申請書類に関する 内容画面で、チェックを入れる) 実車・空車同一申請では、「特殊車両通行許可申請書」 帳票の通行区分の欄に、メッセージを表示 ※入力方法: ・往路が空車(積載貨物無) ・復路が実車(積載貨物有) の場合は、 出発地、目的地を入れ替えて申請経路を作成して下さい。 	<section-header></section-header>

<u>※1:集約元事務所</u>:特車申請の審査を実施しない事務所 、 <u>※2:集約先事務所</u>:複数事務所の審査を集中的に行う事務所

<申請書の作成時 ②>

No.	項目	改良ポイントと留意事項
3	申請書作成時における 車検証整合チェックの 実施 (申請データの事前 チェック)	 車両情報入力時にて車両諸元情報入力後の必須 チェック項目として「車検証情報との整合」確認 ボタンを追加(車検証情報との整合チェックが未 実行の場合は、登録ボタンを押下後に、アラート メッセージが表示されますので、必ずチェックを 行ってください) 申請書の登録データに不備がある場合には、申請 書作成情報の登録時に、再度エラーメッセージを 表示 【留意事項】 有効期間満了日、幅、高さ、車両自重、乗車定員、最大積載量、軸重、車両総重量、第 5輪荷重等については、車検証と違う入力をした場合に差し戻しとなる場合があります。 車検証の記載ミスや緩和処置等の備考欄への記載等について、システムで判断できな い場合もありますので、車検証の記載内容と入力事項に間違いが無く、車検証チェック
		で不備があるとメッセージ表示される場合は、P5を参考に対応してください。
4	経路作成時における住 所入力及び整合チェッ クの実施 ※詳細は操作マニュアルの 3.5.1章 3-83頁を参照	 経路情報入力時(デジタル地図入力/交差点番号入力)において、住所入力を選択式に変更 出発地住所と開始交差点、目的地住所と終了交差点の距離が1km以上離れている場合は、 警告を表示(電子申請書作成システムで作成する場合は、本機能は利用できません)

 \bigcirc

国土交通省



<申請書の作成時 ③>

No.	項目	改良ポイントと留意事項
5	大型車誘導区間対象経 路の判別表示 帳票:「通行経路表」	 ● 申請書作成時、簡易算定時に出力される通行経路表の大型車誘導区間の完結有無の表示が、経路単位の表示に変更 ▲行経験表 (MMX #/data fr <-> (MMX #/data fr <->
		既往システムでは 全ての経路が大型 車誘導区間完結経 路である場合にO を表示
	※詳細は操作マニュアルの 10.5.5章 10-33頁を参照	2 2 <th2< th=""> <th2< th=""> <th2< th=""> <th2< th=""></th2<></th2<></th2<></th2<>
6	申請データの途中保 存・参照機能の追加	● 現行システムでは申請書情報、積載貨物情報、 車両情報、経路情報が全て入力されている状態 での保存のみを対象としていたが、改修後は入 力途中であっても保存することが可能
		 途中保存したデータ(binファイル)及び過去 に許可されたデータ(tksファイル)から申請 書情報、積載貨物情報、車両情報、経路情報の 各項目毎にデータを参照して、入力データの読 み込み(再利用)が可能(各入力画面上に、 「読み込み」ボタンを追加) 読み込み時は各パート毎の登録データを全て参 照するため、複数登録データがある場合には、 読み込み後に不要なデータに計算にする必要があ
	※詳細は操作マニュアルの 3.7章 3-99頁を参照	



<作成データの算定(簡易算定)時>

No.	項目	改良ポイントと留意事項
8	未収録道路の経路情 報入力時の算定追加	 申請経路に収録道路上の未収録交差点での折進が含 まれる場合、該当の未収録交差点の直前の収録交差 点における折進の算定は、現行システムでは実施される 改修前後で、同一の作成経路であっても、従前と異 なる通行条件となる場合がある



11

<許可証受取時>

No.	項目	改良ポイントと留意事項									
9	経路毎条件書の発行 実車・空車同一申請 の条件書の発行	申請書の車両・経路の条件によって、出力帳票が変更(下表の帳票出力パターンを参照) 大型車誘導区間審査対象申請(対象車両、完結経路)である場合、条件書の通行条件が、 記述の形式から、「条件書(経路毎)」の表形式で発行(※経路単位の審査結果に変更) 寸法A~C、重量A~Dの表示に変更となるため、「通行条件の区分」の説明帳票を確認する 実車・空車の同一申請である場合、条件書を「条件書(往路)」、「条件書(復路)」の 2種類を発行(※往路、復路で審査結果は異なる) 走行時には発行された条件書をすべて携行する 許可証はtpr形式からPDF形式へ変更(なお、ダウンロードしたデータの中にはtprファイルも含 まれますが、許可証の鑑のみとなります。) 									
					施西						
			経路毎条件書	現行条件書現	11夜奈 現行条件書	現行条件書	通行の際の				
		- #048807と#38384(5816498) - #048807と#38384(5816498) - #1 全ての経路が なし - ない	通行案件区分の説明		(任क)	(復路)	日志事項				
		非 IN IN IN 1 76 1 1	0				0				
		1	0	<u> </u>			0				
		1	0	+	0	0	0				
		- いい		 +	0	0	0				
		○ DE D C D C D C D C D C D C D C D C D C		0			0				
		1 105 4+#1030145980012 1 105 105 1 105 <t< td=""><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></t<>			0	0	0				
		1 1		•			0				
				+	0	0	0				
		11 経路が大型車誘導区間で 完結しない なし 12 12 12	-		0	0	0				
		10 10<				•	Ū				
				жет основание и порта и порта и порта и порта и порта и жет страти и порта и как и порта и порта и порта и как и порта и к	唐(1338)。 - (1338)。 - (1338) - (1338)	Alexandree alexan	е жилина 2 тен 3 ал тен 9 жили ла те				



<その他全般>

No.	項目	改良ポイントと留意事項
1	出力帳票をPDF形式へ 移行	 特車システムの出力帳票を、これまでのtpr形式からPDF形式に移行 PDFファイルの帳票単位の印刷は、Acrobat Readerのしおり機能を用いて従前通りの選択印 刷が可能
		 特車システムを利用しているパソコンに、Acrobat Reader (Ver8.0以上を推奨)がインス 中ルされていることが必要 アクランド・ファンド・マンド・マンド・マンド・マンド・マンド・マンド・マンド・マンド・マンド・マ
	※詳細は操作マニュアルの 10.1章 10-1頁を参照	【留意事項】 PDF帳票のファイル出力時にタイムアウトエラーとなり出力できない場合には、申請したbinま たはtksファイルを特車運用事務局へ送付して下さい。送付方法については、本資料(4) その他 (PDFエラー時の対処)の項を参照願います。 また、許可証のlzh(又はZIP)ファイルにおいて、添付されているPDF帳票のファイルが破損し ている場合には、審査窓口にて許可証の再発行を依頼いただきますようお願いいたします。

(3)その他(スケジュール)



- ※1 システム改修に伴う操作マニュアルの改訂版(2015-06版)をPRサイトのダウンロードページ より、<u>5/28(木)18時から</u>提供開始を予定
- ※2 電子申請書作成システムは、<u>5/29(金) 19時から</u>ダウンロード提供開始を予定

注)平成27年6月より施行を開始する関係省令等の改正に伴うシステム追加機能については、バン型等のセミトレーラ連 結車の駆動軸重の許可基準の統一(10t → 11.5t)に関する申請データは作成可能ですが、車両長17m超18m以下のセ ミトレーラにつきましては、当面の間、オンライン申請支援システムをご利用ください。

※3 不具合事項に対する修正作業、及び平成27年6月より施行を開始する関係省令等の改正に 伴うシステム追加機能の実装のため、特殊車両システムを停止致します。

<メンテナンス作業を行う時間>

·<u>平成27年5月29日(金) 18時00分 ~ 6月1日(月)9時00分</u>

- く停止する機能>
 - ・申請データの作成
 - 申請データの送信
 - ・申請状況照会メニュー画面の閲覧
 - ・許可証のダウンロード

※4 システム追加機能については、6/1(月)9時から、稼働開始します。



(4)その他(PDF帳票ファイルが出力できない場合の対処)

PDFファイルがエラーとなり、出力できない場合の対処方法について

※1. 特車運用事務局宛に、申請データ(binまたはtksファイル)をメールにて送付願います。

送付先:<u>info@tokusya.net</u>

メール送付内容

メール表題:PDF帳票について

メール内容:差出人住所、氏名(企業の場合は、部署名もお願いいたします) 差出人電話番号(連絡先)

※ その他メッセージがあれば記載頂いても問題ありません。

添付ファイル:xxxxxxxxxx.bin又はxxxxxxxx.tks(申請データ) (zip等、圧縮して頂いても結構です。)

※2. 提出して頂いたbinファイル(tksファイル)を特車運用事務局で確認後、ご連絡いたします。 その他、本件についてのご相談は、以下、特車運用事務局へ連絡願います。

特車運用事務局 Tel:048-601-3223

別 紙

平成27年6月から施行を開始する 関係省令等の改正に伴うシステム改修の概要 (申請者向け)

1) 関係省令等の改正に伴う運用の変更点

2)システム追加機能の概要説明(①~④)

平成27年5月28日

関東地方整備局 道路部 交通対策課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1)関係省令等の改正に伴う運用の変更点



車両の大型化に対応した許可基準の見直し等に関する関係省令等の改正に伴い、①~④に示す機能を オンライン申請支援システムに実装いたします。 [施行:平成27年6月1日~]

〇報道発表資料)車両の大型化に対応した許可基準の見直し等に関する関係省令等の整備について(平成27年3月31日掲載) http://www.mlit.go.jp/report/press/roadO1_hh_000497.html



【適用条件】

バン型等のセミトレーラ連結車(特例8車種) ただし、バン型等のセミトレーラ用2軸トラクタの後軸重に関する試験及び判定方法に適合した車両に限る

② 45フィートコンテナ等の輸送における車両の許可基準について、 車両長の上限を17メートルから最大18メートルに引き上げます

【適用条件】

バン型等のセミトレーラ連結車に対して、申請経路における交差点の交差角が概ね90°以下(一般的な 十字路や丁字路)かつ、車両のリアオーバーハングが3.8~4.2m(3.2~3.8mの場合は全長17.5mまで) の車両が対象です

①、②の適用に伴い、〕
 ③ 大型車誘導区間の許可基準に係わる対象車両の範囲を拡大します
 ④ 許可期間2年となる対象車両の範囲(寸法)を拡大します



【追加機能の概要】

a) 国際海上コンテナ輸送車両の場合

海上コンテナ照査実施要領に基づく橋梁照査式の適合判定処理を行い、適合する場合には軸重緩和を適用した算定処理を行う機能を追加します。

b) バン型等のセミトレーラ連結車の場合

トラクタが認証トラクタ、トレーラがバン型等のセミトレーラ連結車(2軸トラクターに限る特例8車種)である 車両については、トラクタの駆動軸重を11.5tまで許容し、連結状態の車両諸元が海上コンテナの照査式に適合して いる場合(国際海上コンテナ車両の場合と同様に)には、通行条件の重量をB条件と判定する機能を追加します。

No	分類	システム改良内容
1	積載貨物情報入力 (申請書作成)	積載分類「コンテナ」を指定時の積載貨物品の入力分類が細分化 [2種類⇒9種類] (なお、過去の申請データを参照する場合には、自動振り分けされます。)
2	車両情報入力 (申請書作成)	海上コンテナ照査実施要領に基づく橋梁照査式の適合判定結果の確認ボタンを追加 なお、包括申請の場合、全ての型式で"O"の場合のみ「適合」と判定 <適合判定処理の流れ> ①車検証情報による認証トラクタの有無を判定 ②駆動軸重11.5t以下の適合車両を判定 ③照査実施要領による照査1を実行 ④照査実施要領の簡易算定表による照査2を実行 ※国際海上コンテナ輸送車両の場合のみ これに適合しない場合には⑤を実行 ⑤橋梁照査適合車両算定式による照査2を実行 ※本機能は、電子申請書作成システムには実装されておりません。 (緩和対象とする申請書は作成可能ですが、適合判定の確認はオンラインのみです。)
3	通行条件判定 (算定処理)	申請経路における「高速自動車国道等及び指定道路」、「設計荷重がTL-20設計荷重以上である道路」毎に、軸重緩和の適合車両であるかどうかを判定し、それぞれ条件で算定処理を 実行し、通行条件(重量)をB条件と判定

注)5/29以前に提出した申請データに関しては、審査後の通行条件が変更となる場合があります。 (6/1以降に許可発行される申請は、海上コンテナの照査式による算定処理が実行されます。)

2) ①バン型等のセミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一



2) ②45フィートコンテナ等の輸送における車両長の許可基準の見直し 🔮 国土交通省

【追加機能の概要】

45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直しによる制限緩和の適合判定を実施し、適用判定条件に適合する 場合、交差点折進の審査を車両分類Iの通行条件として判定処理(算定)する機能を追加します。

(適用判定基準)

区分	適用条件	備考
申請車種	全てのセミトレーラ連結車 (重セミ、ポールトレーラを含む)	
車両諸元	車幅:2.5m以下 全長17.0m超17.5m以下 かつ リアオーバーハング3.2m以上4.2m以下 全長17.5m超18.0m以下 かつ リアオーバーハング3.8m以上4.2m以下	型式毎に 判定
申請経路	交差点の交差角が概ね90°以下である経路	

※本機能は、電子申請書作成システムには実装されておりません。(申請書作成不可)



						重両	の諸	τiC	関す	る訳	明書					
受付	許可	香号														
通行開始年月日 平成18年1月24日 3						通行	終了年	月日			平成	19年1	月23	Ħ		
申请区分 新規						通行	区分				往復	,片道混	在			
事業	区分			路線												
	-			分類			綱製	#								
90.00	:貝10	99-99		品名			獨矢	板								
n 16	74			車両の	種類		トラ	ック								
8- 1X	366 //		_	動種			軸数	:3朝	k. ⊦≑	ラック前	1 80					
				商さ			該当	せず								
近視	開発	夏両の)基本	長さ			該当	せす								
				重量			該当	せず								
				東西台	数		重丙	型式				代表	東両番号			
トラ	ック	· 14	ウタ	1台			トラ	ック型	£		_	沖縄	111あ111	1		
۱V	->			0台												
総重	:量訊	明表													_	
						自重						積載物重量				
	単車	自重	1	禾 員(2)	O	第1トレー 自重	-ラ 線2	第2トレーラ 小道		小計	前部		後部 小計		F	Hel
	30.0	10 t		0.11	0.11 t			30.11 t			10.00 t		10.00			40.11
-	T14-	÷=											_	_	۱.	
	≪680) 幅(B)	高さ	き(H) 長さ(L)		ð(L)	最大軸重		最速輸跑		最小能	148 12	リアオー	バー	3	大軸重軸 病中心間距
;	249 0	-	\$00	om	1200 on		14.00	14.00 t 1000 (00 cm	250	l on 1		120 cm		200 cm
				各鶴の鶴間3			間距離	距離および荷重点等の			等の罪	SE 3		г		
	11		1	2		13	14	14		15		16		17		18
1	000	cm	300	cm	2	50 cm	100	CR	900 cm						T	
	19		1	10		111	111	2		113	114		115			-
																-
			「	04 1.288	3卷曲 最高英文246前	C## #最美大2#	ê 1 83	時間	EB拍 輸数	F 101	編	GHA 編数 編	H書 輪数	# 48	合計	
		自当	+ 乗員	10.	11 t	10.00 t	10.00	t								30.11
⑨黒	軸重	8	識物	3.5	IS E	4.00 t	2.67	L I								10.00
着	_		a †	13.	44 t	14.00 t	12.67	t								40.11
衣		编符	重	8.7	2 t	7.00 t	8.84	ŧ								-
	-	5/66 潮(G)	中心間コード		1	1	1									

注意点)

リアオーバーハングは、トレーラの 旋回中心軸から車両後端までの長さを いい、一般的なリアオーバーハングの 長さとは異なります。

[車両の諸元に関する説明書] 帳票の車両諸元表において、 リアオーバーハングの表示 欄を追加し、入力した値が 反映されます。

【追加機能の概要】

①バン型等のセミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一および、②45フィートコンテナ等の輸送における許可 基準の見直しにより、大型車誘導区間の許可基準に係わる対象車両の範囲が拡大されることに伴い、オンライン申請支 援システムにおいて許可基準を満たす対象車両であるかの判定処理を変更しました。

(対象車両の許可基準)

【変更後】

| 特例5車種 | バン型、タンク型、幌枠型、 | コンテナ運搬用、自動車運搬用 | 追加3車種 | あおり型、スタンション型、船底型

	車両諸元										
		新規格車			その他の限度超過車両						
	国際海上		連絡	結車			連結車				
	コンテナ車	単車	迫加っ声種	は何に声話	単車	セミトレーラ連結車		フルトレーラ	ゟ゙゙゙ヺ゙ゖヮ		
			迫加る単性	村別の早作		特例5車種及び追加3車種	その他	連結車	3 7102		
幅					2	5m以下					
高さ	4.1m以下		3.8m以下			4.1m以	下				
長さ	17m以下	m以下 12m以下			12m以下	17m以下 (後軸の旋回中心から車両後站 が3.2m以上3.8m未満の場合は 3.8m以上4.2m以下の場合は	19m以下	21m以下			
最小回転半径					1	2m以下					
総重量	44t以下	25t.	以下	26t以下	39t以下		44t以下				
軸重	11.5t以下		10t	以下		11.5t以下 10t以下					
隣接軸重	隣り合う車軸に係る軸距が1.8m 未満の場合18 t以下 1.8 m以上の場合 20 t以下 (隣り合う車軸に係る軸距が1.3 m 以上であり、当該隣り合う車軸に係る軸重が いずれも9.5t 以下の場合 19t 以下)										
輪荷重	5.75t以下		5t)	以下		5.75t以下		5t以下			

	通行経路
通行経路	大型車誘導区間のみを通行していること

(車両の通行の許可の手続き等を定める省令第七条)

【追加機能の概要】

②45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直しにより、許可期間が2年の対象車両が拡大されることに伴い、 対象車両においては、オンライン申請支援システムで申請書の通行開始日から通行終了日が最大2年間までの期間で設定す ることができます。

【変更後】

(対象車両の車両諸元)

(別表)

1 寸 法



最新車両諸元 実務の手引き(第4次改訂版) 232頁より

幅			3.5m	
高	さ	4.3m		
			単一車	16.0m
			セミトレーラ	17.0m
長			後軸旋回中心から車両後端までの距離が 3.2m以上3.8m未満のもの	17.5m
	+	連	後軸旋回中心から車両後端までの距離が 3.8m以上4.2m以下のもの	18.0m
	9	結車	セミトレーラをけん引するための自動車 の連結装置の中心が当該車両の後軸の車 輪(複数軸を備えるものは後後軸の車 輪)よりも後ろに備えるもの(※)	21.0m (%2)
			フルトレーラ	21.0m (%1)
			ダブルス	21.0m

※1 平成25年度の通達改正により長大フルトレーラ等に係る特殊車両通行許可申請における許可 期間が2年に延長されましたが、オンライン申請支援システムの一部が未対応となっていました。 この度、19mを超え21mまでのフルトレーラにおける申請データの作成が可能となりました。

※2 ただし、17mを超え21mまでセミトレーラ(※)については、未対応であるため、1年を超える許可期間を希望する方は、申請書の許可期間を1年間で記入していただき、併せて「特殊車両通行許可期間の延長申請書」を提出していただきますようお願いいたします。 〇参照先)PRサイト: <u>http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html</u> 【長大フルトレーラ等に係る特殊車両通行許可申請における許可期間の延長申請について(平成25年12月12日)】

6